

VII 農業経営の部

解 説

この部には、「農業経営統計調査（「営農類型別経営統計」、「経営形態別経営統計」及び「農畜産物生産費統計」）による農業経営に関する統計を掲載した。

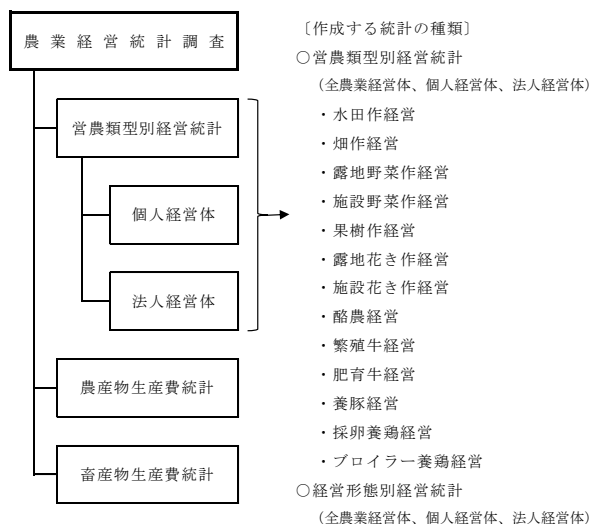
1 調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、農産物の販売を目的とする農業経営体の収支状況等の経営及び農畜産物の生産費の実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的としている。

なお、調査体系は、次のとおりである。

「農業経営統計調査」体系図



注：1） 全農業経営体とは、個人経営体と法人経営体を合わせて集計したものである。
 2） 経営形態別経営統計は、13の営農類型にその他経営を加えて集計したものである。

(2) 調査の対象

2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、農業生産物の販売を目的とする「農業経営体」を対象としている。

(3) 調査の定義等

ア 「農業経営体」とは、①経営耕地面積が

30 a 以上の規模の農業、②農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又はその出荷羽数、その他の事業の規模が、次に示す農業経営体の外形基準（面積、頭数等の物的指標）以上の農業を行うものをいう。

（農業経営体の外形基準）

露地野菜作付面積	15 a
施設野菜栽培面積	350 m ²
果樹栽培面積	10 a
露地花き栽培面積	10 a
施設花き栽培面積	250 m ²
搾乳牛飼養頭数	1 頭
肥育牛飼養頭数	1 頭
豚飼養頭数	15 頭
採卵鶏飼養羽数	150 羽
ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽
その他	1 年間における農業生産物の総販売額が50万円に相当する事業の規模

なお、農業経営統計調査において調査対象とする農業経営体は、農作業の受託事業のみを行う農業経営体を除く。

イ 「個人経営体」とは、農業経営統計調査において調査対象とする農業経営体のうち、家族（世帯）による農業経営を行う経営体で、法人格を有しないものをいう。

なお、同一世帯内で、複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算のもとに農業経営を行う場合は、それぞれを別の農業経営体とする。

ウ 「法人経営体」とは、法人格を有する経営体をいい、具体的には会社法に基づく株式会社、合名・合資会社及び合同会社並びに農業協同組合法に基づく農事組合法人等をいう。

なお、家族による農業経営を行う経営体のうち法人化している経営体（いわゆる

2 農業経営の部_解説

「一戸一法人（個別法人）」を含む。

エ 全農業経営体

個人経営体及び法人経営体を合わせた総称である。

オ 営農類型別経営統計

「営農類型」とは、農業経営体の作物別の販売収入を「水田作」、「畑作」など14類型に区分し、最も収入が大きい区分に分類した農業経営体の経営のタイプをいい、それぞれのタイプごとに経営収支等に関する統計を作成している（「その他経営」を除く。）。本書では、水田作経営のみ掲載した。

営農類型の種類	営農類型の分類基準
水田作経営	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
畑作経営	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
野菜作経営	野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
施設野菜作経営	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入より施設野菜の販売収入が多い経営
果樹作経営	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
花き作経営	花き販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
露地花き作経営	花き作経営のうち、露地花き販売収入が施設花き販売収入以上である経営
施設花き作経営	花き作経営のうち、露地花き販売収入より施設花き販売収入が多い経営
酪農経営	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
肉用牛経営	肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
繁殖牛経営	肉用牛経営のうち、繁殖用雌牛の飼養頭数が肥育牛の飼養頭数以上である経営
肥育牛経営	肉用牛経営のうち、繁殖用雌牛の飼養頭数より肥育牛の飼養頭数が多い経営
養豚経営	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
採卵養鶏経営	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
ブロイラー養鶏経営	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
その他経営	上記の営農類型に分類されない経営

カ 経営形態別経営統計

「経営形態」とは、構成員の性格及び法人格の有無により分類した農業経営体の経営タイプをいい、営農類型別経営統計で取りまとめた結果に、「その他経営」に分類した調査対象経営体を加えて集計したものである。

キ 農産物生産費統計

「農産物生産費統計」とは、調査対象品目ごとに農産物の生産活動を維持・継続するために投入した費用別のコストに関する統計を作成している。本書では、米及び大豆生産費のうち個別経営のみ掲載した。

なお、それぞれの生産費統計を取りまとめるに当たり、調査対象経営体を次のとおりとしている。

- (ア) 米生産費統計については、農業経営統計調査の農業経営体のうち、水稻を作付けし、玄米を600kg以上販売する経営体を対象とした。ただし、10 a 当たり平均収量（過去5か年の10 a 当たり収量のうち、最高及び最低の年を除いた3年間の平均）に対する調査年の収量の増減収率が±20%以上であった経営体は除いて集計した。
- (イ) 大豆生産費統計については、農業経営統計調査の農業経営体のうち、大豆を10 a 以上作付けし、販売する経営体を対象とした。ただし、10 a 当たり平均収量に対する調査年の収量の増減収率が±70%以上であった経営体は除いて集計した。

(4) 調査期間

調査期間は、作成する統計により以下のとおりである。

ア 営農類型別及び経営形態別経営統計

- (ア) 個人経営体 当年1月1日～12月31日までの1年間
- (イ) 法人経営体 調査対象経営体ごとに当年4月から翌年3月までに迎えた決算期の終了月前1年間

イ 米、大豆生産費統計

個別経営体 当年1月1日～12月31日までの1年間

(5) 調査の方法

職員又は統計調査員が調査票を配布し、原則として調査対象経営体が記入し、郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員による訪問により回収した。

なお、調査対象経営体が作成している決算書類等について、協力が得られる場合には、調査票の提出に代えて、当該書類を郵送、オンライン又は職員若しくは統計調査員による訪問により提供を受けた。

2 用語の解説

- (1) 経営形態別経営統計（全農業経営体、個人経営体、法人経営体、主副業別共通）

ア 農業経営収支の概要

- (ア) 農業粗収益とは、1年間の農業経営によって得られた総収益額をいい、農業現金収入（農産物の販売収入）、現物外部取引価額（現物労賃及び物々交換によって支払手段とした農産物等の評価額）、農業生産関連事業消費額、農業生産現物家計消費額（家計消費に仕向けられた自家生産農産物の評価額）、年末未処分農産物の在庫価額、共済・補助金等受取金等の合計額から、年始め未処分農産物の在庫価額を控除した金額をいう。

- (イ) 農業経営費とは、農業粗収益を得るために1年間の農業経営に要した一切の経費であって、当年における流動的経費及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費からなっている。したがって、自作地地代、自己資本利子、家族労賃は含まない。

また、自家農産物を再び農業経営に消費したいわゆる中間生産物及び家計廃残物は、農業経営費には算入していない。

- (ウ) 農業所得＝農業粗収益－農業経営費
- (エ) 「農業生産関連事業」とは、農業経営体が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園、貸し農園等の農業に関連する事業であって、①従事者がいること、②当該農業経営体が生産した農産物を使用していること、③当該農業経営体が所有又は借り入れている耕地又は農業施設を使用していることのいずれかに該当するものをいう。

なお、農産加工を行っている場合で

も、専用の作業場所及び従事者を置かない場合は農業の範ちゅうとした。

- (オ) 農業生産関連事業所得＝農業生産関連事業収入－農業生産関連事業支出
- (カ) 農業生産関連事業の収支には、農業経営者が経営権を持っている事業の収支を計上した。

イ 分析指標

- (ア) 農業依存度＝農業所得÷（農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外事業所得）×100
- (イ) 農業所得率＝農業所得÷農業粗収益×100
- (ウ) 付加価値額＝農業粗収益－〔農業経営費－（雇人費＋地代・賃借料＋利子割引料）〕
- (エ) 付加価値率＝付加価値額÷農業粗収益×100
- (オ) 農業固定資産装備率＝農業固定資産額÷農業従事者数
- (カ) 農業労働収益性（農業従事者一人当たり農業所得）＝農業所得÷農業従事者数
- (キ) 農業労働生産性（農業従事者一人当たり付加価値額）＝付加価値額÷農業従事者数

ウ 経営の概要

- (ア) 経営耕地面積は、農業経営体の経営する耕地で田、畑及び牧草地をいう。一時的な休耕地も含む。
- (イ) 自営農業労働時間とは、自家農業労働時間（家族、ゆい・手間替受、常雇・臨時雇、手伝い受等）と農作業受託に関わる労働時間をいう。
- (ウ) 農業固定資産額とは、建物（構築物を含む）＋大農具（農用自動車を含む）＋植物＋動物の農業固定資産額で年始及び年途中に購入等で増加し、当年中に使用を開始した資産をいう。なお、土地は含まない。

エ 農業粗収益

- (ア) 作物収入とは、水田作、畑作、野菜

作、果樹作、花き作等に係る農業経営により生産された農産物から得られた収入をいう。

- (イ) 共済・補助金等受取金とは、各種農業共済や農業に関する制度受取金等を合計したものをいう。

(2) 営農類型別経営統計（主副業別）

主副業別とは、個人経営体において、農業従事者の自営農業労働日数及び自営農業の所得状況を判定基準により区分したものである。

ア 主業経営体とは、農業所得が主で、自営農業に60日以上従事している65歳未満の家族農業従事者がいる個人経営体である。

イ 副業的経営体とは、自営農業に60日以上従事している65歳未満の家族農業従事者がいない個人経営体である。

(3) 営農類型別経営統計（法人経営体）

経営の概要

有給役員とは、法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている者をいう。

なお、役員報酬を得ている者であっても、当該経営体の農業に従事していないものは除く。

(4) 農産物生産費統計

ア 家族労働費とは、家族労働時間に「毎月勤労統計調査」（厚生労働省）の「建設業」、「製造業」及び「運輸業・郵便業」に属する5～29人規模の事業所における賃金データ（都道府県単位）を基に算出した男女同一単価（当該地域で男女を問わず実際に支払われた平均賃金）を乗じて評価したものである。

イ 自己資本利子とは、総資本額から借入資本額を差し引いた自己資本額に年利率4%を乗じて算出したものである。

ウ 自作地地代とは、近傍類地（調査対象作目の作付地と地力等が類似している作付地）の小作料で評価したものである。

エ 生産費（副産物価額差引）＝費用合計－副産物価額

オ 支払利子・地代算入生産費＝生産費＋支払利子＋支払地代

カ 資本利子・地代全額算入生産費＝支払利子・地代算入生産費＋自己資本利子＋自作地地代

この部についての照会先

統計部 経営・構造統計課

電話 (076) 263-2161 内線 3636

直通 (076) 232-4894